別表第九四〇一・五一号を削り、同表第九四〇一・五九号の前に次の二号を加える。

九四〇一・五二	竹製のもの	無税
九四〇一・五三	とう製のもの	無税

別表第九四〇三・八一号を削り、同表第九四〇三・八九号の前に次の二号を加える。

九四〇三・八二	竹製のもの	無税
九四〇三・八三	とう製のもの	無税

別表第九四・〇六項を次のように改める。

九四・〇六	プレハブ建築物	
九四〇六・一〇	木製のもの	三・九％
九四〇六・九〇	その他のもの	三・九％

別表第九五類の注1(e)中「運動用又は」を「運動用衣類及び特殊衣類(肘、膝又はそけい部にパッド又は詰物等のさ細な保護用部分を有するか有しないかを問わない。例えば、フェンシング用衣類及びサッカーのゴールキーパー用ジャージー)並びに第六一類又は第六二類の紡織用繊維製の」に改め、同注1中(v)を(w)とし、(u)を(v)とし、(t)の次に次のように加える。

(u)　一脚、二脚、三脚その他これらに類する物品（第九六・二〇項参照）

別表第九六・一九項の次に次の一項を加える。

九六・二〇		
九六二〇・〇〇	一脚、二脚、三脚その他これらに類する物品	無税

別表の付表第一第一号中「、第二二〇四・二一号、第二二〇四・二九号」を「から第二二〇四・二九号まで」に改める。

別表の付表第二第四号中「第四四二一・九〇号の二」を「第四四二一・九一号の二」に改める。

（関税法の一部改正）

第三条　関税法（昭和二十九年法律第六十一号）の一部を次のように改正する。

目次中「第六条の二」を「第六条の三」に、「第三節　提出書類及び検査手続（第六十八条・第六十九条）」を「第二節の二　輸入申告の特例（第六十七条の十九）　第三節　提出書類及び検査手続（第六十八条―第六十九条の五）」に、「第七十九条の六」を「第七十九条の六」に改める。

第四条第一項第五号の三中「第六十七条の二第二項第二号」を「第六十七条の二第三項第三号」に改める。

第二章第一節中第六条の二の次に次の一条を加える。

（郵送等に係る申告書等の提出時期）

第六条の三　国税通則法第二十二条（郵送等に係る納税申告書等の提出時期）の規定は、次条第一項、第七条の十四第一項（修正申告）、第七条の十五第一項（更正の請求）、第九条の二第一項から第三項まで（納期限の延長）又は第六十七条（輸出又は輸入の許可）の規定による申告、請求又は申請に係る書面（当該書面に添付すべき書類及び当該書面の提出に関連して提出するものとされている書類を含む。）その他財務省令で定める書類が郵便又は信書便（民間事業者による信書の送達に関する法律（平成十四年法律第九十九号）第二条第六項（定義）に規定する一般信書便事業者又は同条第九項に規定する特定信書便事業者による同条第二項に規定する信書便をいう。）により提出された場合について準用する。

第七条の二第一項中「第六十三条の七第一項第二号イ」を「第六十三条の七第一項第三号イ」に改め、同条第二項中「特例申告貨物の輸入地を所轄する」を「許可をした」に改める。

第九条第三項中「第十二条の四第一項」の下に「若しくは第三項（同条第一項の重加算税に係る部分に限る。）」を加え、「規定により課される」を削り、同条第四項中「の規定により課される」を「若しくは第三項（同条第二項の重加算税に係る部分に限る。）の」に改める。

第九条の二第二項中「その輸入の予定地を所轄する」を「当該貨物に係る第七条第一項の規定による申告をする」に、「特定月において輸入しようとする貨物」を「当該貨物」に改める。

第十二条第八項及び第九項を削り、同条第七項中「された修正申告」の下に「（次項において「特定修正申告」という。）」を、「関税に係る更正」の下に「（同項において「特定更正」という。）」を加え、同項各号中「とき。」を「とき」に改め、同項を同条第十項とし、同条第六項の次に次の三項を加える。

7　第一項の場合において、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当するときは、その関税に係る延滞税については、当該各号に定める金額を免除する。ただし、第一号に掲げる場合において、前条の規定によりその例によるものとされる国税徴収法（以下この項及び次項において「例による国税徴収法」という。）第百五十四条第一項（滞納処分の停止の取消し）又は第百五十二条第三項若しくは第四項（換価の猶予に係る分割納付、通知等）において準用する国税通則法第四十九条第一項（納税の猶予の取消し）の規定による取消しの基因となるべき事実が生じたときは、その生じた日以後の期間に対応する部分の金額については、税関長は、その免除をしないことができる。

一　例による国税徴収法第百五十三条第一項（滞納処分の停止の要件等）の規定による滞納処分の執行の停止をした場合又は例による国税徴収法第百五十一条第一項若しくは第百五十一条の二第一項（換価の猶予の要件等）の規定による換価の猶予をした場合　その停止又は猶予をした関税に係る延滞税のうち、当該執行の停止をした期間に対応する部分の金額又は当該換価の猶予をした期間（当該関税の納期限の翌日から二月を経過する日後の期間に限る。）に対応する部分の金額の二分の一に相当する金額

二　第二条の三第一項、第三項又は第四項（災害による期限の延長）の規定により関税を納付すべき期限を延長した場合　その関税に係る延滞税のうち、その延長した期間に対応する部分の金額

三　行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）第二十五条第二項又は第四項（執行停止）（これらの規定を同法第六十一条（審査請求に関する規定の準用）において準用する場合を含む。）の規定により財務大臣又は税関長が関税の徴収に関する処分の執行を停止した場合　その停止をした期間のうち当該関税の納期限の翌日から二月を経過する日後の期間（前二号又は次項第一号の規定により延滞税の免除がされた場合には、当該免除に係る期間に該当する期間を除く。）に対応する部分の金額の二分の一に相当する金額

8　第一項の場合において、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当するときは、税関長は、その関税に係る延滞税につき、当該各号に定める金額を限度として、免除することができる。

一　例による国税徴収法第百五十一条第一項又は第百五十一条の二第一項の規定による換価の猶予をした場合において、納税義務者が次のイ又はロのいずれかに該当するとき　その猶予をした関税に係る延滞税（前項第一号又は第二号の規定による免除に係る部分を除く。以下この号において同じ。）につき、猶予をした期間（当該関税を当該期間内に納付しなかつたことについてやむを得ない理由があると税関長が認める場合には、猶予の期限の翌日から当該やむを得ない理由がやんだ日までの期間を含む。）に対応する部分の金額でその納付が困難と認められる金額

イ　納税義務者の財産の状況が著しく不良で、納期又は弁済期の到来した関税以外の公課又は債務について軽減又は免除をしなければ、その事業の継続又は生活の維持が著しく困難になると認められる場合において、その軽減又は免除がされたとき。

ロ　納税義務者の事業又は生活の状況によりその延滞税の納付を困難とするやむを得ない理由があると認められるとき。